

清和大学学費納付規程

(目的)

第1条 この規程は、清和大学学則第49条第2項の規定に基づき学費の納期、納付方法について必要な事項を定める。

(学費)

第2条 学費とは、入学科、授業料、実験実習学生諸費及び維持費をいう。

(学費の不返還)

第3条 既に納付した学費は、理由の如何を問わず返還しない。

(学費の納付金額)

第4条 学費の納付金額は、別表に掲げるところによる。

(納付すべき学費)

第5条 新入学者及び編入学者は、別表に掲げる当該年次の学費を納付しなければならない。

2 第2年次（編入学者は次年次）以降は、別表に掲げる当該年次の学費を納付しなければならない。

3 修業年限を超えてなお在学する学生の学費は、その履修登録が完了した単位数に応じた授業料と、所定の実験実習学生諸費及び維持費を納付しなければならない。

4 前項に規定する授業料の1単位の額は、当該学生に適用される学則別表2に規定する授業料に4を乗じた額を128で除した金額とする。ただし、その額に履修登録単位数を乗じた金額が、当該学則に規定する年度の授業料を上回る場合には、当該学則に規定する授業料を徴収するものとする。授業料額の計算において1千円未満の端数を生じた場合においては、切り上げて徴収するものとする。

(納付期限)

第6条 学費は毎年4月末日までに納付しなければならない。

2 分割納付を希望する者は、2期に分割して納付することができる。この場合の納付期限は、第1期分（前学期分）を4月末日までに、第2期分（後学期分）を9月末日までとする。

3 新入学者及び編入学者の入学時の学費は、別に定める期限までに納付しなければならない。

4 前条第3項に規定する学生の学費は、大学が当該学生に交付する学費についての通知文書に記載された納付期限までに納付するものとする。

(転入学者及び再入学者の学費)

第7条 学則第22条により転入学及び再入学を許可された者の学費は、入学科については、転入学及び再入学した年度の額を適用し、授業料、実験実習学生諸費及び維持費については、転入学又は再入学を許可された所属年次の額を適用する。

2 転入学者及び再入学者の入学時の学費は、別に定める期限までに納付しなければならない。

(納付の方法)

第8条 学費は、指定された銀行口座への振込みによって納付しなければならない。

2 学費振込用紙は、納付期限の1か月前までに学生本人に交付又は保証人に送付する。

(分割納付の場合の納付金額)

第9条 第6条第2項の規定により学費を分割納付する場合の各期の納付金額は、授業料、実験実習学生諸費及び維持費のそれぞれの2分の1とする。

2 第5条第3項に規定する学生は、分割納付する場合と同様に、実験実習学生諸費及び維持費を各学期にそれぞれの2分の1を納付するものとする。

(休学期間中の学費)

第10条 休学期間中の学費（入学科を除く）は徴収しない。但し、学期の中途において、休学する場合においては、休学開始の日の属する学期までの学費については納付しなければならない。また、学期の中途において復学の許可を受けた場合においては、復学する日の属する学期の学費については納付しなければならない。

2 休学期間中は在籍料を納付しなければならない。在籍料は、学期の初日から休学する場合においては各学期25,000円とし、半期単位で納付するものとする。なお、学期の中途において休学又は復学する場合は、前項但し書きに基づく学費の納付をもって在籍料に替えるものとする。

3 その年度における学費の全額を納入した者が、後期の初日から休学する場合においては、既に納付した後期分

の学費から在籍料を控除した差額を返還するものとする。

- 3 既に納付した授業料のうち減額相当分は、その後納付すべき授業料において調整する。
(停学中の学費)

第10条の2 停学処分に付された者は、停学期間中も学費を納付しなければならない。

- 2 停学処分により卒業の期日を延期された者は、延期した期間を含む、その学期の学費を納付しなければならない。

(退学者の学費)

第11条 退学する者は、在学しているその学期の学費を納付しなければならない。

(学費未納者の除籍)

第12条 学費を定められた期限までに納付しない者は、学生本人及び保証人に催促状を送付する。

- 2 前項の催促状の送付後3週間以内に納付しない者は、催促状の送付の日をもって除籍する。
(その他の納付金)

第13条 この規程に定める以外の納付金については、別に定めるところによる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃については、理事会が行う。

- 2 学長はこの規程の改廃について、理事会に上申することができる。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年7月17日から施行する。
2 この規程適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の規程別表に定める額にかかわらず、なお従前の例による

附 則

- 1 この規程は、平成10年7月9日から施行する。
2 この規程適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の規程別表に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成11年6月10日から施行する。
2 この規程適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の規程別表に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成11年10月14日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月13日から施行する。
2 この規程適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の規程別表に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成15年3月19日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成17年1月13日から適用する。(条数の補正)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(別表改正)

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。(「第10条の2」「第14条」新設)

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、平成25年4月1日から適用する。(「第5条 第4項」新設、「第6条 第4項」、「第9条 第2項」改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月16日理事会「第5条 第2項」「第7条 第1項」、「第9条 第2項」、「第14条」「別表」改正)

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年2月23日理事会「別表」改正)
- 2 この規程適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の規程別表に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年2月16日理事会「第5条 第2項」「第7条 第1項」、「第9条 第2項」、「第14条」「別表」改正)

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(平成30年11月29日理事会「別表」改正)
- 2 この規程適用の際、現に在学する者に係る授業料等の額は、改正後の規程別表に定める額にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月29日理事会「第10条 第2項 第3項」改正)

別 表

平成 31 年 4 月 1 日施行

学 費 (新入学者、編入学者の入学年次)

事 項	区 分		備 考
	社会人特別選抜入学試験以外の入学試験による入学者	社会人特別選抜入学試験による入学者	
入学料	300,000	100,000	
授業料	600,000	370,000	
実験実習 学生諸費	100,000	100,000	
維持費	320,000	320,000	
合 計	1,320,000	890,000	

(単位 円)

学 費 (新入学者の 2 年次以降、編入学者の次年次以降)

事 項	区 分		備 考
	社会人特別選抜入学試験以外の入学試験による入学者	社会人特別選抜入学試験による入学者	
授業料	600,000	370,000	
実験実習 学生諸費	100,000	100,000	
維持費	320,000	320,000	
合 計	1,020,000	790,000	

(単位 円)